

海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託
仕様書

射水市河川・港湾課

総合仕様書

1 件名

海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託

2 目的

海老江海浜公園海水浴場において、各施設・各設備を合理的かつ機能的に活用し、常に安全で快適な環境状態を維持するため、適切な監視、保守業務管理によって海水浴場の安全性、公共性を保つことを目的とする。

3 委託場所

射水市海老江地内（海老江海浜公園海水浴場）

4 委託期間

契約日から令和8年9月30日まで

5 委託概要

- (1) 委託内容の詳細は、各仕様書の内容とする。
 - ・業務委託共通仕様書
 - ・海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託仕様書
- (2) 添付資料
 - ・海岸位置図（別紙1）

業務委託共通仕様書

1 用語の定義

- (1) 海老江海浜公園海水浴場監督職員（以下「監督職員」）
射水市河川・港湾課職員をいう。
- (2) 業務責任者
委託業務の施行について現場責任を負う者をいう。
- (3) 業務従事者
業務責任者の指揮監督に従って委託業務に従事する者をいう。
- (4) 協議
射水市（以下、「市」という。）と受託者が対等の立場で話し合うことをいう。

2 疑義に対する協議

仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又は共通仕様書及び各仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定する。

3 受託者の責務

- (1) 法令等の遵守
受託業務の実施に当たっては、関係法令及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に責を果たすものとする。
- (2) 守秘義務
受託者、業務責任者、業務従事者は、業務の実施上知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。このことは、契約の解除又は期間終了後においても同様とする。

4 業務責任者

- (1) 業務責任者の資格
業務責任者は、受託業務実施にあたり管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者とする。
- (2) 業務責任者の選任
受託者は、委託契約締結後速やかに業務責任者を選任し、書面にて監督職員に届出、承諾を得ること。

(3) 業務責任者の責務

業務責任者は、常に監督職員と連絡を密にし、業務従事者を指揮監督する。また諸業務の円滑化を図るために業務内容を熟知し、適正な人員配置を行い、業務従事者の業務を監督・指導し、遊泳客の事故防止に万全を期すよう常に留意する。

5 業務の実施

(1) 業務従事者

受託者は、業務の内容に応じて必要な知識、技能、資格を有する者を業務従事者としなければならない。

(2) 業務計画書・業務報告書等の作成及び提出

受託者は、海老江海浜公園海水浴場監視業務委託仕様書に定められた書類を作成し、市に提出するものとする。様式については市と受託者が協議のうえ定める。

(3) 使用機材等の承認

受託者は業務の実施に先立ち、業務に必要な機材等の一覧を書面（任意様式）により監督職員に提出し、承認を受けなければならない。

6 施設及び資機材の貸与

(1) 監視所

市は、委託期間中に限り監視所を管理者である富山県に申請し、業務従事者に提供するものとする。なお、業務従事者は監視所の場所を指定すること。

(2) 資機材

市は、必要に応じてポータブル蓄電池（1台）を受託者に貸与し、受託者は業務終了後、市に返還する。

7 損害予防処置等

(1) 第三者への迷惑防止

業務の実施に当たっては、第三者に迷惑をかけることのないようにする。

(2) 事故発生時の処置

業務の実施中、業務全体に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置等を行うとともに救急車の要請等を行い、適切に対応する。

また、事故発生の原因・経過及び事故による被害の状況等について速やかに監督職員に報告すること。

(3) 賠償保険の加入

受託者は、業務中の事故等に備え、必要な保険に加入すること。

8 費用負担等

(1) レスキュー機材や救護道具等（救急箱、AED等）本業務に必要な資機材及び備品については、受託者の負担とする。

(2) 受託者の故意又は重大な過失により、市所有の施設又は資機材、備品を損傷した場合、市は受託者に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

(3) その他、費用負担が不明確なものについては、市と受託者が協議のうえ決定する。

9 委託料の支払いについて

(1) 支払額は受託者の請求金額又は契約額とする。

(2) 市は、受託者からの請求書を受理したときは速やかに委託料を支払うものとする。支払いは監視業務終了後に業務完了届の提出を受けた後に請求書を受理し支払うものとする。

10 その他

(1) 委託業務は、他者への一括再委託を禁ずる。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 契約期間中に開設期間等が変更された場合、また、情勢変化により使用備品等の大幅な価格変動等があった場合、市と受託者は契約内容に関し協議できるものとする。

(3) 契約期間中に消費税等の変更がされた場合、市と受託者は契約内容に関し協議できるものとする。

海老江海浜公園海水浴場パトロール等業務委託仕様書

1 監視業務委託にあたって

海老江海浜公園の海水浴場における、水難事故防止についての警備・監視業務・海水浴場開設前後の資機材等の準備と後片付け・緊急時における協力及び海岸美化について、次のとおり仕様を定める。

2 海水浴場開設期間

令和8年度については、以下の14日間を開設期間とする。

7月：18日、19日、20日、25日、26日

8月：1日、2日、8日、9日、11日、13日、14日、15日、16日

3 監視時間

監視時間は午前9時から午後4時までとする。

1日7時間勤務（準備・片づけを含む、食事休憩60分）

※但し、有事又は防災上必要と認めた場合は、この限りではない。

4 海水浴場のロープの設置・撤去について

遊泳区域明示のためロープの設置を海水浴場開設開始日までに実施し、海水浴場開設終了日以降に撤去を行うこととする。なお、設置にあたっての必要資機材は受託者負担とする。また、設置にあたり許可申請に必要な情報提供に協力すること。

5 海水浴場開設の事前準備

- (1) 機材等の点検を十分に行っておくこと。
- (2) 海水浴場に配置される監視員は、海水浴場の開設日の前日までに持ち場の海水浴場の形状、状況を把握し、海水浴場開設日から万全の体制で監視業務を行えるようにすること。

6 監視人員

1日あたり5人（監視長1人・主任監視員1人・監視員3人）

※ただし海水浴場客の状況により市と協議のうえ一日あたりの人員及び配置は変更できることとする。

7 監視員の資格

(1) 監視長の資格

監視長は日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有する者に限る。

(2) 主任監視員（ライフセーバー）の資格

主任監視員は日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有する者とする。

(3) 監視員の資格

監視員は、健康で泳力に優れている者とし、救助法・救急法・蘇生方法の教育を受けた者とする。

8 監視員の教育及び服装

(1) 監視員の教育

業務責任者は、その責任において監視員に対して業務に必要な教育訓練を実施すること。また、実施日時、場所、参加者を事前に市に報告すること。

(2) 監視員の服装

監視員は、監視員と分かるような統一した服装とすること。

9 管理運営基準

(1) 遊泳に適しているときは青旗を掲げ、遊泳者に周知させるものとする。

(2) 海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳に注意を必要とするときは黄旗を掲げ、遊泳者に周知しなければならない。

- ① 波がやや高いとき
- ② 水温がやや低いとき

- ③ 潮の流れがややはやいとき
 - ④ 視界がやや不良のとき
 - ⑤ 雷鳴、稲光があるとき
 - ⑥ その他監視長が必要と認めたとき
- (3) 海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳することが危険または困難であると認めるときは、海水浴場内に赤旗を掲げ、すみやかに遊泳者に周知し、遊泳することを止めさせる。
- ① 津波のおそれがあるとき
 - ② 波が異常に高いとき
 - ③ 水温が異常に低下しているとき
 - ④ 潮の流れが異常にはやいとき
 - ⑤ 廃油、汚物等が流出したとき
 - ⑥ 台風が接近しているとき
 - ⑦ 視界不良で監視できないとき
 - ⑧ 荒天又は危険生物の発見等により、生命の危険が伴うおそれがあるとき
 - ⑨ その他監視長が危険と判断したとき
- (4) 地震等により津波のおそれのあるときは、海岸利用者に安全な場所へ避難するよう周知すること。加えて、津波のおそれがあることを知らせる「津波フラッグ」を監視員が持って海岸を走り、利用者に周知すること。避難場所について、監視長は事前にその場所を把握しておくこと。
- (5) 雷鳴、稲光がある場合、海から上がり安全な場所へ避難するよう指導すること。
- (6) 開設期間中は、気象情報を毎朝確認し、監視員全員が把握しておくこと。
- (7) 開設期間中は海象状況で危険だと判断する場合は市・警察署等の関係機関に速やかに連絡すること。
- (8) 開場時間・閉場時間・危険防止のための注意事項及びごみの持ち帰り等を遊泳者に周知すること。
- (9) 事故が発生した場合は速やかに捜索・救助等を行い、水上安全法・救急法・蘇生法を駆使して生命の確保に努めるとともに、救急車の出動要請を行い、警察・市への報告等を行うこと。
- (10) 迷子等が発生した場合は速やかに捜索し保護に努めること。

- (11) 海水浴場内での病人及びけが人が発生した場合、適切な処置及び方法等を施すこと。
- (12) 遊泳者及び市民等との揉め事は一切避けること。万が一問題が生じた場合には、受託者の責任において解決し、市の責に帰することのないよう対応すること。
- (13) 各種資機材等は常に最良の状態で使用できるよう整備等を行い、トラブル等が発生した場合は速やかに補充等の処置ができるような体制を整えること。

10 その他の業務

以下の業務について一体的に実施すること。

(1) 監視・パトロール・清掃業務

- ① 芝生エリアを含む巡回パトロール
- ② 危険行為への指導・注意喚起（放送等含む）
- ③ 海水浴場を含む海老江海浜公園の簡易清掃
- ④ 利用状況の把握

海水浴場及び海老江海浜公園の利用状況を把握するため、利用者数の集計を行うこと。報告様式については市と協議の上決定するものとする。

(2) 施設管理

- ① シャワー・トイレ等の点検

不具合を発見した場合は市へ報告を行うこと。

また、必要に応じてトイレトペーパーを補充すること。

- ② 更衣室の点検

不具合を発見した場合は市へ報告を行うこと。また、業務に必要な資機材及び備品については業務終了後一時的に更衣室に搬入を行ってよいものとするが、室内は常に整理整頓を心掛け利用者が使いやすいものとする。

(3) 会議等への参加

地元関係者との協議・調整に関する会議等に必要に応じ出席し、必要な説明及び意見交換を行うこと。なお、会議への出席に要する経費は受託者の負担とする。

11 書類の提出

- (1) 委託契約締結後、監視業務実施に先立ち、業務実施体制・業務工程・業務内容等を記載した業務計画書を作成し、速やかに監督職員に提出し承諾を得ること。また、業務従事者名簿（住所・氏名・生年月日等の記載があり人物を特定することができるもの）・有資格者の資格証の写し（写真が鮮明であり人物を特定することができるもの）を事前に、監督職員に提出すること。
- (2) 受託者は委託契約期間の途中であっても、市の求めがあれば、監視員の出面表等の資料を提出しなければならない。
- (3) 9月30日までに監視員の出面表、業務完了届等の業務報告書類を提出しなければならない。

12 その他

仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は、仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定する。

海水浴場位置図

